

静岡県人事委員会は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1273

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-104）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の190</u>（給与条例第20条第2項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の230</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の90</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の110</u>）</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の210</u>（給与条例第20条第2項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の250</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の100</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の120</u>）</p>

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 給与条例第20条第1項後段、教職員給与条例第21条第1項後段及び警察職員給与条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その退職の後基準日までの間において給与条例、教職員給与条例又は警察職員給与条例（以下「給与条例等」という。）の適用を受ける職員（非常勤職員にあつては、<u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の</u></p>	<p>第3条 給与条例第20条第1項後段、教職員給与条例第21条第1項後段及び警察職員給与条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その退職の後基準日までの間において給与条例、教職員給与条例又は警察職員給与条例（以下「給与条例等」という。）の適用を受ける職員（非常勤職員にあつては、<u>法第22条の4第3項に規定する定年前再任用</u></p>

規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に限る。以下同じ。）、静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号）又は静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）の適用を受ける職員（非常勤職員にあつては、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に限る。以下第7条において「企業職員」という。）及び法第57条の規定の適用を受けている単純な労務に雇用される職員（以下「単純労務職員」という。）並びに特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号）別表第2に掲げる公営企業の管理者及びその他の常勤の特別職の職員となつた者

- (5) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。）となつた者

ア～オ （略）

（期末手当に係る在職期間）

第6条 （略）

- 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1)～(6) （略）

3 （略）

第7条 基準日以前6か月以内の期間におい

短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に限る。以下同じ。）、静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号）又は静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）の適用を受ける職員（非常勤職員にあつては、定年前提任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に限る。以下第7条において「企業職員」という。）及び法第57条の規定の適用を受けている単純な労務に雇用される職員（以下「単純労務職員」という。）並びに特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号）別表第2に掲げる公営企業の管理者及びその他の常勤の特別職の職員となつた者

- (5) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、定年前提任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他人事委員会の定める者に限る。）となつた者

ア～オ （略）

（期末手当に係る在職期間）

第6条 （略）

- 2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

(1)～(6) （略）

(7) 法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認（以下「高齢者部分休業の承認」という。）を受けて勤務しなかつた期間については、その2分の1の期間

3 （略）

第7条 基準日以前6か月以内の期間におい

て、次の各号に掲げる者で勤務日及び勤務時間が給与条例等の適用を受ける職員とほぼ同様である者が給与条例等の適用を受ける職員となつた場合（第3号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる者にあつては、引き続き給与条例等の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。ただし、当該公務員としての期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給を受けた者については、その支給にかかる期間は算入しない。

(1)・(2) (略)

(3) 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）

(4)～(9) (略)

2 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、その期間が1日以内の場合は切捨てる。

(1)～(11) (略)

(勤勉手当の成績率)

第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。

(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の210（給与条例第20条第2項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職

て、次の各号に掲げる者で勤務日及び勤務時間が給与条例等の適用を受ける職員とほぼ同様である者が給与条例等の適用を受ける職員となつた場合（第3号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる者にあつては、引き続き給与条例等の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。ただし、当該公務員としての期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給を受けた者については、その支給にかかる期間は算入しない。

(1)・(2) (略)

(3) 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）

(4)～(9) (略)

2 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第12条 (略)

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。ただし、その期間が1日以内の場合は切捨てる。

(1)～(11) (略)

(12) 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

(勤勉手当の成績率)

第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 100分の200（給与条例第20条第2項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の240）

員」という。)にあつては、 <u>100分の250</u>)	
(2) <u>再任用職員 100分の100</u> (特定幹部職員にあつては、 <u>100分の120</u>)	(2) <u>定年前提任用短時間勤務職員 100分の95</u> (特定幹部職員にあつては、 <u>100分の115</u>)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号。以下「整備条例」という。）附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「改正後の期末勤勉手当規則」という。）第3条及び第7条の規定を適用する。
- 4 整備条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員は、定年前提任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の期末勤勉手当規則第14条の規定を適用する。